

目 次

令和5年2月28日（火曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	54
提案理由に対する質疑（議案第1号～議案第6号）	54
討論、採決（議案第1号～議案第6号）	54
提案理由に対する質疑、採決（同意第1号）	57
令和5年度施政方針に対する質疑	57
休憩（午前10時40分）	75
再開（午前10時50分）	76
提案理由に対する質疑（議案第7号～議案第42号）	76
委員会付託（議案第7号～議案第42号）	76
継続審査	76
（福本耕太議員に対する処分要求）	
懲罰特別委員会の審査経過並びに結果報告	77
委員長報告に対する質疑	80
一身上の弁明	81
（福本耕太議員に対する処分要求）	
討論、採決	82
（福本耕太議員に対する処分要求）	
戒告文の朗読	83
継続審査	84
（三木俊明議員に対する処分要求）	
懲罰特別委員会の審査経過並びに結果報告	84
委員長報告に対する質疑	85
討論、採決	86
（三木俊明議員に対する処分要求）	
散会（午前11時24分）	88

令和5年2月28日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（小 川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
4 番（鈴木美香君）	5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	参事兼企画財政課長（鳥井基史）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（堀 康晴）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	出 納 室 課 長（須浪美香）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

開議

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、傍聴席の皆さまに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

提案理由に対する質疑（議案第1号～議案第6号）

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第1号 令和4年度土庄町一般会計補正予算（第6号）から日程第6、議案第6号 令和4年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第1号から議案第6号までの質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第6号）

○議長（高橋正博君）

これより、討論、採決を行います。

議案第1号 令和4年度土庄町一般会計補正予算（第6号）について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第 2 号 令和 4 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第 3 号 令和 4 年度土庄町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第４号 令和４年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第４号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第５号 令和４年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第５号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第６号 令和４年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

提案理由に対する質疑、採決（同意第 1 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 7、同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、同意第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 1 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

令和 5 年度施政方針に対する質疑

○議長（高橋正博君）

日程第 8、令和 5 年度施政方針について質疑を行います。

なお、施政方針の内容について質疑を行い、逸脱しないようお願いします。また、簡潔、明瞭をお願いします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

3 点質問いたします。

1 つ目は、3 ページの「土庄町の主要産業の一つ」というところからになりますけれども、観光をメインにしたですね、産業構造を町長は考えておられるようですけれども、土庄町にはですね、一次産業をはじめさまざまな種類の産業があります。こうした面についてのですね、地域の産業の活性化という点がこの中では見受けられないんですけれども、どのように考えておられるかという点をお聞きしたいということです。

それと、2 つ目はですね、4 ページになりますけれども、「北部の観光拠点である大坂城残石記念公園について、新たに地域おこし協力隊を採用し、」とありますけれども、地域おこし協力隊というのはですね、土庄町が目的を持ってそういう人を採用するということに今、なってると思うんです。ここでも石の歴史を語る文化財と観光の両方の視点から、こういう石を押し出していくというところで地域おこし協力隊を採用するというふうに書かれてるんですけれども、協力隊の人たちというのは 3 年間終わった後にですね、それぞれ独自で事業を始めたとか、されておられると思うんですけれども、この町がやろうとしていることと、協力隊として来られてる方の思いとがですね、一致しているのかどうか。必ずしも町が今、協力隊の人たちを集めて実施していることがその後、協力隊を卒業された後につながっているというふうにはなかなか見えないような気がするんです。その点での協力隊の人たちどのような話をしていくのかという点をお伺いしたいと思います。

3 点目についてはですね、先ほど 2 点目のどのように調整を取っていくかという点をお聞きしたいと思います。

3 点目ですけれども、15 ページになります。

一番最後のところで、自主財源の確保というところですね、ふるさと納税、それから旅先納税というところが出てくるんですが、土庄町独自のですね、自主財源の確保、あまり自主財源という言い方、私はそこにこだわるつもりはないんですけれども、土庄町独自で行う地域経済の活性化策というのが、この中で具体

的に見えなくてですね、こうした旅先納税、ふるさと納税、国が進めている制度だけになってしまっていると。納税というんですけれども、この下にも書いてますけど、「寄附者のご厚意を生かして」経済活性化をしていくっていう、寄附者のご厚意で経済活性化をしていくというのは、経済理論上もちょっと非常に弱いんじゃないかなというふうに思います。理論的に地域経済の活性化をどのように進めていこうと考えておられるのか、土庄町独自でどういうふうに考えているのかという点が、この施政方針の中で見受けられなかったもので、その点についてご説明をいただけたらと思います。以上です。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の質問にお答えします。

1 点目の観光をメインとしたという部分で、そのほか 1 次産業などにおける方針が見えないという部分についてお答えいたします。

観光をメインとしたという部分で、その理由といたしましては、観光産業に対して島の関連産業がほとんどであるというところ、例えば、お土産屋をみても分かりますでしょうし、醤油、佃煮、オリーブという産業は重なっております。また、最近では漁業のほうも土庄漁業組合などは、新しい商品を作り出してですね、観光客に対して物を販売するというようなかたちもしております。それからですね、農業の面に関しましては、方針の中にも書いてありますとおり、新規就農者に対しての支援などを行いですね、営農を行っていただき、また、そこから 6 次産業の発展させていくというふうに伝えてるつもりでございます。

2 点目の北部に対しての地域おこしを拡充するという部分なんですけれども、地域おこし協力隊について、今現在卒業されてる方は豊島で民泊をやっておられる方、また本屋を営んでおられる方など、皆さん目的に沿ってですね、来ていただき町のほうで地域おこしをして、そこから自立して活動されております。また、地域おこしを募集する際には、土庄町でどのような方が必要かということをあらかじめ提示し、そこに沿ったところで募集し、来ていただいている状況でございます。

また、全国各地には道の駅等々で、そこを発展させ町に対して力を生み出すというかたちで、地域おこし協力隊として活動されている方もおります。そのようなところで、現在の北部、人口減少が進み、買い物が不便であるとかという部分で、残石公園を活性化させることによって地域の皆さまが住みやすい環境を作れることだと思い、今回募集に進める方向でございます。

また、3 点目の 15 ページの自主財源の確保については、ふるさと納税の制度においては、1 つ地場産業を発展させるためにですね、返礼品がございます。返

礼品においては、現在、多種多様な物を用意しており、返礼品を返すことによって地域を活性化する。そのようなかたちで、ふるさと納税を推し進めるというかたちを取っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

1 つ目のですね、主要産業のというところ、産業をどのように支えていくかという点なんですけれども、私が質問したのはですね、観光に力を入れたらいいかんということを行っているわけじゃないんです。観光も、観光産業も大きな土庄町の大部分を占めてる産業であります。ただやはり、先ほど漁業や農業の話が出ましたけれども、1 次産業の部分で非常に大きな課題、例えば、漁業だったら魚の量が減ってしまっているとか、海苔の食害が非常に大きく出ているとかといった点が、例えば海苔の業者だったら、もうどんどん減ってますよね、業者が。こうしたところをですね、どう支えていくのかというところが、新たな事業というよりも、今頑張っておられる地元の業者の方たちに、どう、その事業を続けていけるようにしていくという点が、観光については非常に具体的に書かれてるんですけれども、ほかの部分について、農林水産業についてはどういったことが課題で、どういうふうな対策を取っていこうと思っているところが見えてこない。鱧については見えるんですよ。でも、さっき言った海苔の点とか、魚そのものが大幅に減少している、漁業が成り立たない点とか、そういう点については見えてこないんで、具体的にどういうふうに考えておられるんかということをお聞きしたかったということです。答えていただけるんでしたら、それで答えていただけたらと思うんですけども。

2 つ目の分なんですけれども、私が 4 ページのね、地域おこし協力隊の話をしましたのは、説明が、言い方が悪かったかもしれませんが、土庄町としては石の歴史をクローズアップして、やってくれる人を雇用しようというふうに考えておられるんだけれども、来る人がですね、やろうとしていることと、かみ合ってるんかどうかというところが、いわば、目的と地域おこし協力隊卒業された後に、されていることとがかみ合ってるんかどうかというところらへんが、非常に懸念してるところなんです。実際、全国的に地域おこし協力隊の流れを見てますと、トラブルも少なからず起きてるんですよ。本人さんらが悪いということよりも、採用された自治体のほうで明確にこういうことをやってほしいということ言ってもらって、自分もそれに合うもんで来ているということではなくて、来てから自分がしたいことをやろうと思ったら、もともとあった産業との間にトラブルが起きるとか、そういうようなことが結構あるんですよ。来た人も、卒業した後には何か起こそうとしてもなかなか道が開けないということで、悩んでお

られる方がたくさんおられる。せっかく、こういうことをやるのであればですね、そうしたところを 1 つずつ丁寧にやっていく必要があると思いますし、今回、施政方針の中ではっきりとね、石の歴史とか残石公園のクローズアップということ言われてるのであればですね、そこにきちんと特化した方を選んでいくということが大事なんじゃないのかなと思うんですけど、そこらへんどう考えておられるのかなという、来る人がしようと思ってることと、こっちが要望していること、地域が要望していることがきちんと合う人を採用していこうと考えてるのかどうかというあたりをお聞きしたいというふうに思っております。

最後の点についてはですね、ふるさと納税は、それはそれでいいですよ。ただ、さっき言うたのは、ふるさと納税というのは、あくまでも寄附なんですよね。私が言いたいのは、具体的な例を出しますけれども、例えば、住宅リフォーム助成制度にしても、それから地域でやってる活動で、地域の業者に仕事が回るようなこと、他の自治体では現実的にやってるんですよ。そういったことがですね、うちの町では取り入れられてないと、自主財源とか地域経済の活性化という話でいうと、こうした国の政策だけになっていると。ここに書いてあるのはですね、そういう点が非常に弱いんじゃないのかなと思いましたんで、そういう他の自治体が実践で取り組んで地域経済の活性化になっているようなものもぜひ取り入れていただきたいという観点から質問させていただきました。この点については、具体的に今、考えておられることがあったら現実的に出てきてるんだと思いますし、出てきてないわけですから意見として考えていただけたらということをお伝えしておきたいと思います。2 つについて答弁お願いできたらと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

1 点目、産業の活性化という部分でよろしいでしょうか。2 点目が地域おこしですよ。3 点目が、自主財源の確保についてあればというところでもよろしいでしょうか。

1 点目の、とくに 1 次産業を活性化させるためにはどうするかという部分で、漁業という部分で鱧については、多少ブランド化され値段が 1.5 倍ぐらいには上がっております。そのようなところで、今、漁獲高が少なくなっていく中でどう物を高く売るかという部分と、ある漁業者は量販店にそのまま直接搬入し売り上げを上げていく。そういう方たちのやり方をですね、広めながらやっていくというかたちが 1 つ。それと、小豆島のものが良いというイメージを付けるためのブランド化という部分がかなり難しい部分であります。そのようなところ

で考えていくにあたって、鰯を前例として各種、海から魚とか、そういう部分に関しまして、どういうことをすれば高く売っていく、アピールできていく、また旅館業を営む方、宿泊業を営む方たちと一緒にコラボして小豆島のアピールを、水産物のアピールをできるようなかたちを取っていく。また、漁獲量が減っていくことの理由といたしまして、海の環境が変わってきている。そういう部分もですね、町として今、県のほうに問い合わせしながら水産課等とですね、どのようなかたちで環境保全していくという部分も考えていきたいと思っております。それと、農業も然りなんですけれども、高く売れないから無理だと、年金生活者しか農業できないというふうに思っておられる方が大勢おられます。そのような中で、どのようなかたちで島の産品を高く売るか、ブランド化するかという部分を町として支援していきたいと思っております。

次の、地域おこしのことについてなんですけれども、昨年ですね、地域おこし協力隊の活動報告をさせていただきました。議員の皆さんにもお声かけしたんですけれども、時間の都合で来れなかった方についてはですね、行かれた方に今、どのような状況で、どのような活動をやっているかということを議員同士で話し合っていたきたいなと思っております。

我々、地域おこしを採用する、募集するにあたっては、しっかりと面接し、どのようなことを町でやりたいかという部分をお伺いしながら、来た方については、このようなかたちで入ったんだけど、このようなことまで幅を広げていかというような、この間、私、質問受けました、面談をしていく中で。そのようなことで、今現在来ている方については、自分が希望に沿った地域おこしのやり方という部分で進められているということを伺っております。今後もですね、そのようなかたちで、町としてどのようなかたちで町に携わってほしいか、また本人の意思がどうあるかという部分をお伺いしながら募集していきたいと思っております。

3点目の経済の活性化という部分、自主財源の確保という部分ですが、今のところですね、リフォームうんぬんありますが、入札制度が変わっていく中で、町としてできるだけ地元を扱えるような制限付きのかたちで進められるかどうかということを検討しております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

3番、大野です。3、4点質問したいと思います。

まず、はじめにこの施政方針演説の中で今までの議員の質問、提案がここに入っています。そして、すべて読みますと全体的には評価する立場から質問いたします。

まず、1 ページの下段、最下段の一番下のトルコ・シリア地震、それからウクライナ戦争の件ですが、この土庄町議会では、過去にロシアのウクライナの侵略戦争、反対決議を全員一致でしております。この町長の言われる、これを具体的にどう今後考えておられるのか。このシリア地震、ウクライナ戦争、どう取り組みをされてるのか質問したいと思います。これをまず、第1点です。

それから 3 ページ、少し先ほどの福本議員とも重なりますが、違う視点から質問したいと思います。もちろん小豆島は観光産業が関係者がたぶん 60 何%ですか、関係者、仕事されてるという方が過去にはかなりの多くの方が観光産業で生計を支えています。そこで、今ご存知だとは思いますが、宿泊施設が全く足りない。何軒かのホテルが営業されていません。そういうことで、町としては民泊を奨励されるのか、今後ですね。その対策として、今、実はかなり民泊が増えます。私、だいたい毎日のように町中走ってますから。委員会でも申し上げましたが、宿泊施設が、ホテルはすぐには改善されないのが明白であります。ならば、できるだけ民泊等宿泊施設についてのお考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

4 ページ、これは意見として申し上げておきます。旧土庄高校校舎跡「とのたる館」、すごく前向きなことだというふうに評価しておりまして、当然、住民サービスも大事ですが、と同時に収益を上げるということも大事です。全て、お金のかかることですから、同時に収益を上げる事業というのも大事だろうと、意見として申し上げておきます。

6 ページです。これも意見を申し上げておきます。

奨学金の返還を支援する制度を新たに創設されています。このことは、評価しておきたいと思います。今後も、続けていただきたいということでございます。

8 ページです。これも意見ですが、一番下段のですね、「高齢者が積極的に社会参加できる」、これは私、いろいろ共済関係の携わっておりまして、医学的データからも高齢者の社会参加が非常に健康に良いというデータが出ております。このことも今後、町として取り組んでいただきたい。意見です。

10 ページの、これも意見ですが、大変難しい問題ですが、コミュニティバスの在り方です。町民の皆さんからさまざまな声聞いております。今のままでは、とても不便だと。もっと細かな地域へのコミュニティバスの在り方等考えていただきたい。これもお金のかかる話です。いずれにしても、住民サービスは無料でできませんので、そのことも合わせて、先ほど福本議員もおっしゃられてましたが、自主財源等さまざまな問題の兼ね合いがありますので、意見として申し上げ

げておきます。

11 ページです。上段の海底堆積ゴミですか、この回収、積極的に、持続的に、継続的にということで、これ評価しておりますが、実は砂浜に流れる海洋ごみがたいへん多くございます。これは、この後の 14 ページの蕪崎断層との関連がありますので、併せて申し上げます。この蕪崎の断層は私、本会議でも質問しました。文化的価値もあるという答弁を生涯学習課課長からもいただいております、ここもごみだらけです。私、質問の前に必ず現場行きます。すごいごみでした。

今、幸いというか、移住者を中心に小豆島ごみのない島を目指そうというグループがございまして。ご存知でしたら結構ですが、この中に鈴木議員、大野も、私も参加しております、この蕪崎をつい最近ごみを拾いました。すごいごみです。蕪崎をどうこうする前に、まずごみが観光客が見てどう思うのか。非常に大事な問題が抜けております。それで、ボランティアを兼ねてですね、生活環境課の職員も実は手伝っていただいております、これが機能的に行政がバックアップして今までに私は 3 カ所、柳の砂浜 2 カ所、それから蕪崎は鈴木議員も参加されておりましたが、これも何とかですね、移住者がとくに、「この島がきれい。景色もいい。空気もいい。しかしながら、ごみが多い」ということを実感されております。どうか、その辺のところを行政としてバックアップしていただきたい。

○議長（高橋正博君）

大野議員、すみませんが、もう少し簡潔明瞭に質問してください。

○3 番（大野一行君）

もうあと少しで終わりますので、質問してますから止めないでください。自分としては簡潔に言っているつもりです。詳しく言わないと分からないじゃないですか。

○議長（高橋正博君）

分かりました。

○3 番（大野一行君）

どういことですか。私が質問者です。議長、どういことですか。議員の質問権を奪うんですか。

○議長（高橋正博君）

質問権を奪うつもりはございません。もう少し、短く言ってください。

○3 番（大野一行君）

一応、分かりやすく説明しておりますので、それを反省してください、議長。議員の質問権を奪うようなことはやめてください。再度、申し上げます。

○議長（高橋正博君）

続けてください。

○3 番（大野一行君）

以上で終わります。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員に確認させていただきたいんですけども、意見という部分についても全てお答え。

そうすると、議長ちょっとすみません、席に戻らせていただいても、

○議長（高橋正博君）

はい。

○町長（岡野能之君）

ちょっと確認しますけれども、1 点目のトルコ地震とウクライナという部分と、宿泊施設という部分と、とのたる館の利用という部分と、奨学金、その4点でよろしいでしょうか。

あと、蕪崎のごみですね。5 点でよろしいでしょうか。

大野議員の質問にお答えいたします。

トルコ・シリアの地震については、現在、募金箱を設置しております。そこを共同募金と連携しながら設置してですね、促していきたいと思っております。また、ウクライナについては、抗議文を去年出させていただきました。それからですね、現在、町独自の支援が限られております。そのところで何が望まれているか検討していきたいと思っております。

2 点目の宿泊施設についてはですね、大野議員がおっしゃられておる民泊の活用は必要であると思っております。以前ですね、一般質問で濱野議員からも質問ございました。そのような中でですね、大型の宿泊施設と民泊という両方で進めてまいりたいと思っております。

大型の宿泊施設については、高付加価値事業というぶんがありまして、国の補助をいただいておりますね、現在見られたら分かると思いますが、何軒も改修されていると思います。そのようなところは、そのような補助を使いながら改修してですね、宿泊数を増やせるような環境を作っております。また、民泊についてはですね、民泊に対する制度が変わりまして、かなりやりやすくなっておりますので、どのような促し方をするかということは今後、検討していきたいと思っております。

3 番目のとのたる館ですけれども、レンタルオフィスとして貸し出す部分が大半ありますので、そのような部分で収益を得ようと思っております。

次に、奨学金についてなんですけれども、5 年度から大学生への奨学金貸付額

を3万円から5万円に増額し、教育総務課所管の奨学金事業と健康福祉課所管の看護学生等の修学資金貸付事業を統合し、一本化いたします。内容については、町の奨学金の貸し付けを受けた方のうち、町内に住所を有し郡内に就職している方に対し、限度額を設けて補助金を交付いたします。これは、前年度に貸付金の返還を行った者に対して行うもので、個々の返還期間に応じて毎年申請していただきます。これにより、より一層の人材確保を図っていきたいと考えております。

次に、堆積ごみの部分で、海岸に漂流ごみですね。そのような部分もですね、現在、町といたしましては具体的な策は設けておりませんが、今後、大野議員さん含め、活動をやられている方のご意見を聞きながらどのようにしていくか検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野議員、よろしいですか。

○3番（大野一行君）

はい、結構です。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員、ボランティア清掃活動ありがとうございます。そのような中でですね、住民環境課に登録していただいたら、ごみ袋、手袋等を支給する制度もございますので、ぜひともご活用ください。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

ありがたいお言葉です。そのことは分かってるんですが、実は、大量の大きなごみなんですね。船が使うような大きな、大きな、そういうのは、やはり行政の軽トラとかで来ていただいていますので、実は具体的に申し上げますとそういうことなんです。袋なんかは知ってまして、私自分でも持参していますから、小さい袋で入らないんですよ。そういう意味で、一度、行政で話し合っていて、できる範囲で、何ができるのか、今日じゃなくて結構ですから、あとで前向きに検討していただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

私のほうからは3点お伺いします。

まず、2 ページ、4 ページに関連してるんですけど、働く場所や雇用の確保、4 ページは「雇用対策としましては」とありますが、まず雇用対策といいますのは、働く場所というのは小豆島は人が足りないぐらいであると思うんです。何回も申しましたけど、問題は労働環境です。給料ですとか、お休みですとかとくにひどくて、そのあたりの環境に関しては、町長はどうお考えかということと、同じ連関してるんですけど、8 ページの「島内の介護職員の人材不足を解消するため」、これも2、3の介護職員の現役の方にお伺いすると、やはり、たいへんひどい状況なんです。お給料に関しても待遇に関しても、お休みが極端に年間に少なかったり、労働環境が本当にひどいっていうのを具体的に申し上げにくいんですが、っていうのを私は認識しました。これでは、介護職員の不足を解消するには到底無理なのではないかと私は認識しております。若い方はとくにだと思っています。そして、先ほど、大野議員からもおっしゃってましたけども、ページにすると4 ページの北部の観光開発、14 ページの蕪崎の断層の件なんですけども、私もこれ蕪崎の断層が最近すごく学術的に貴重な存在だということをお伺いしまして、ちなみに私、長浜なんですけども、長浜の貝塚もとても実は貴重な文化財遺産になるというのを伺いまして、このあたりも、長浜の貝塚もご認識してるかという伺いですね。

介護と雇用対策をまず同じだと思うんです。給料、待遇が悪い。これは、併せてご答弁いただきたいのと、長浜の貝塚、北部の先ほどもおっしゃいましたけども、北部の観光開発に関して蕪崎とか長浜とか学術的にもすごくたいへんな貴重なものなんで、このあたりの切り口はどうされるかというのをお伺いさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

労働環境の改善については、町としてやれることを今現在、検討中でございますので、具体的には申し述べられませんが、ただ今ですね、以前から委員会でも説明のあったように、「小豆郡地域雇用創造協議会」というものを設置しております。これは、国からの補助を受けてですね、雇用対策について検討する会でございます。そのような中で現在の働き方という部分、例えば、小豆島移住者についてなんですけれども、小豆島に來られてほかの仕事をしながら、例えば、製造業に週何回でも働けるだろうか、そのためにスキルを付けていくための研修をするという部分、そういうようなところも考えております。そのようなところで、

環境の整備について、今後、あと２年間、小豆郡地域雇用創造協議会の中ですね、商工会また各種労働団体等とですね、協議をしながらどのような環境が良いかという部分。また、行政としてどのような支援が行えるかという部分を検討してまいりたいと思っております。

また、介護職員についてなんですけれども、やはり介護職員のほうも介護職員、事業者の方から実際に要望が上がっております。そのようなところで、今やれるところは施政方針の中で述べたことしかやられてないんですけれども、どのようなかたちで進められるかという部分も、事業者の皆さまのご意見をお伺いしながら進めてまいりたいと思っております。

３点目の文化財、石また長浜の貝塚等につきましては、私も石の日本遺産に認定されてからですね、そのような調べる会議、また調査等にも参加しておりますので、そのあたりはここで申し述べますと長くなりますので、十分把握してるつもりでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

４番 鈴木美香君。

○４番（鈴木美香君）

雇用対策について、国からのがありましてお考えについてというのはよく分かりました。香川県下でも土庄町職員の給料は最低、ワーストを更新してますので、まず土庄町の職員から考えるというのは、町長にできることかと思います。まず、郡内、土庄町、小豆島のお給料の目安になるのは、町とか役場の職員の給料だと私は伺っております。介護職員のは、おっしゃってるように喫緊の課題ですので、もっと緊急性を持って取り組んでいただきたいと思います。まずは、町職員のお給料に関してどうお考えかお伺いします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

町職員の給料に対しましては、人事院勧告に沿って決めておりますので、そのあたりも見直す必要があるかどうか検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

４番 鈴木美香君。

○４番（鈴木美香君）

では、前向きに検討お願いします。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

それでは町長の施政方針について 2 点質問をさせていただきます。

1 点ずつ区切って 2 点させていただいて、答弁によっては再質問 3 回目にさせていただけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず 1 点目ですけれども、12 ページ中段の「サウンディング型市場調査の結果を参考に、民間利活用の可能性について具体的に検討する」とございます。この取り組みは、個人的にはたいへん評価しておりまして、今までの行政になかった発想で、民間が利用してもらえるのであれば、地域の活力ともなりうるのではないかなというふうに思っております。

今回の戸形小学校跡地での取り組みが、おおむね評価がよい、また、結果が出たということであれば、その他の学校跡地や遊休地においても、この取り組みを拡大していくというふうなことで理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

濱野議員の 1 点目の質問にお答えいたします。

サウンディング調査は、土庄町にとって初めての試みであるが、行政とはまた違った民間事業者の考え方や提案が聞けるものと期待しております。それをどう事業化に結びつけていくかが、調査後の課題であります。旧戸形小学校でのサウンディング調査が有意義なものであれば、他の学校跡地や遊休地の活用方策の検討においても有効な手段として取り入れていきたいと考えているとともに、旧戸形小学校でのサウンディング調査を契機として、興味がありそうな事業者には、積極的に他の遊休地も紹介したいと思っております。

なお、地域住民への情報提供や地元との調整は、跡地等の利用、利活用を図っていく上において、当然、避けて通ることはできないことでありますので、丁寧に説明や調整を行っていきながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

あと、つけ足して地元の方との協議ということでございます。

よくトラブルになるのが、言った言わんとか、聞いとる聞いとらん、ということが非常に多いなというふうに私は考えておりますので、ぜひ、そういうところ

をしっかりと地元住民、また、地域周辺住民と情報共有していただけたらなというふうに考えております。

2点目でございますけれども、同じ12ページで、第4の柱の豊かな心と体を育み、歴史と文化を大切するまちづくりの中で、「未来を担う子どもたちの健やかな成長を支える学校教育の充実と、地域が一体となった健全育成体制の充実を図る」とございます。そして、その中で学校現場への取り組みでございますけれども、施設整備とGIGAスクールによる情報化社会に対応する教育の推進、外国語教育と国際理解教育の充実、コミュニケーション能力の育成となっております。しかしながら、現在抱えている問題と、将来予想される課題への取り組みをどのように考えているのか、というところが分かりません。少子化のスピードは予想以上に早く、その影響は学校教育の現場に大きな影響を与えていると思っております。

現代社会において、子どもの選択肢は非常に多様化しております。にもかかわらず、生徒の減少で教員も減少し、専門知識のある教員を採用することが困難となっております。文科省の推奨する教育を基本に、学校経営を行わざるを得ない状況になっているのではないかなというふうに考えます。これでは、地域と一体となって土庄町独自の教育を行っていくことは非常に難しいのではないかなというふうに思います。教育行政は教育委員会が独立しているとはいえ、教育長は町長の指名により決まっております。町長と意識を共有して、教育行政を進めることが、これから必要ではないかなというふうに思いますし、今のシステムであれば、それは可能であるというふうに考えております。

教育長、教育委員会と町長、町行政が情報と問題意識を共有し、保護者や地域と協力して、問題や課題の解決に取り組むべきだというふうに考えておりますけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

濱野議員の2点目のご質問にお答えいたします。

方針の中で具体的な策が分かりづらかったということはお詫びいたします。

また、先ほどの1点目の質問に関しまして、今後の調査につきましては、しっかりと地元と協議しながら、情報を伝えながら進めてまいりたいと思っております。

学校教育についてなんですけれども、具体的な策というよりも私の思いという部分で答えさせていただきます。

土庄町の教育については、知・徳・体の調和の取れた子どもを育てることはもとより、ICT教育など、これから必要性が増してくる知識の習得にも力を注ぐ

とともに、ふるさとへの愛着と誇りを持てる子どもの育成に努めてきたところ
であります。しかしながら、一方では、濱野議員がおっしゃるとおり、教育ニー
ズが多様化し、島外の学校へ進学を希望する者がおられます。私は、必ずしも島
の教育が劣っていると思っておりません。教育において、学力の向上はもちろん
大切であるが、困難に負けない強い心と、体を育み、総合的な人間力を高めてい
くことが何よりも重要であると思っており、島の人材を生かした実地体験学習
や、地域ぐるみの教育は人間力の形成に大きな役割を果たしております。

また、学力面においても、小豆島中央高校においては、それぞれの学力に応じ
た教育が本土の学校に負けないレベルで行われていると思っております。以上
でございます。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

私も、他の地域に比べて教育が劣っているとは決して思いたくありません。そ
の中で、今までの教育現場と町行政、教育委員会と町行政というのが、いうたら
分離してる状態であったのではないかなというふうに思います。その中で、これ
からはやっぱり、教育現場の責任は、教育長を指名した町長にあるというふう
になっておりますので、町の執行部、町もしっかりと関わっていくべきではないか
なというふうに考えております。今まで、独立しとるから言えないとかいうふう
な話ではなくって、これから、どんどんと両方の意見を交換するべき必要がある
のではないかなと思いますし、そうしなければ、なかなか学校現場の教育が変わ
っていかないというふうに思っております。そういう意味で、町としても積極的
に、介入いうたら言い方はおかしいんですけども、意見を、問題意識を共有しな
がら、どうやって問題を解決していくかというふうなことを、行政と教育委員会
が一体となって考えていただきたいというふうな思いがありますので、その点
につきましても、もう一度お願いをいたします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

濱野議員の再質問に、お答えさせていただきます。

学校教育については、さまざまな意見があり、多種多様であり、かなり難しい
問題も多ございますが、私といたしましては、バランスのとれた人間力の形成を
目指し、教育委員会と行政が一丸となって、児童、生徒はもとより、保護者や
PTA の意見を取り込みながら、よりよい土庄町の教育に取り組んでまいりたい
と思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

9 番 川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

9 番、川本です。何点か、質問をさせていただけたらと思います。

まず、3 ページから 4 ページの観光の部分でございます。

先に、質問されました議員さんと何点かかぶるかと思いますが、お伺いしたいと思います。

まず、3 ページで小豆島とのしょう観光協会のほうが、小豆島観光協会と一本化ということで、これに関しましては、小豆島に置く観光協会において、大きな変化ではあるかと思っています。まさしく、オール小豆島で観光事業に取り組むということで、大きな前進ではないかと思っています。そのような中、4 ページでは、神戸、高松、小豆島町と 2 市 2 町による連携協力、これによって大阪・関西万博であるとか、瀬戸内国際芸術祭 2025 の観光客誘致に努めるということで、こちらに関しましても全国的に誘致合戦が始まっているような中で、タイム的にも非常にいいタイミングで進められていると思います。そのような観光界の動きの中で、観光協会が、この 4 月以降一本化となりうるかもしれませんが、その中でわが町土庄町と、この一本化された観光協会との今後の関係性、どのようなかたちで連携協力を考えられておるのか。まだ、先の話でございしますが、現時点での考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

川本議員のご質問にお答えします。

観光については、インバウンドの段階的な緩和や、全国旅行割、県民割など観光経済施策により、ようやく観光業界にも動きが見えており、今後、さらにその動きは加速化すると。しかしながら、長引くコロナ禍における地域経済の停滞に加え、円安や原油価格、物価の高騰など、さまざまな社会環境の変化により、依然とした地域経済を厳しい状況にあると言わざるを得ません。ポストコロナ、アフターコロナに向けた施策につきましては、町としましても、これまでさまざまな、この中における経済対策を講じてまいりましたが、依然厳しい状況下にある事業者への経済支援策としまして、引き続き、物価高騰対策支援事業として、県の事業に上乘せするかたちで、町内の法人、個人事業者へ支援を行うほか、町内の産業振興および発展を図るため、新規販路開拓に主体的に取り組む事業者

対する支援補助金も行ってまいります。

観光面においては、観光団体の窓口を一本化することにより、小豆島、豊島地域全体の資源やコンテンツを包括的に生かすことで、観光振興を強力に推し進める効果が期待できます。

また、小豆島が一丸となって、持続可能な観光推進事業に取り組むことで、両町が推進しながら、選ばれる観光地小豆島を目指してまいります。

そのようなところで今後の方針といたしましては、小豆島観光協会を一本化し、土庄部会、それから小豆島町部会、それから戦略会議という3本の部会によってですね、一つの方向を向けてですね、観光協会が先頭に立って、推し進めることにあたって、町としてもできる限りの支援をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

そういったかたちで、町長の答弁からして、この4ページ中段になりますけれども、点から線そして面ということで、観光事業滞在型観光を目指すということで、まさしくこれが、わが町にとっての観光系の理想ではないかと思えます。そういった中で滞在型観光、もう長年の課題ではございますけれども、先ほども、島内においての宿泊キャパの問題が出ましたけれども、こちらに関しましては、国内外のツアーが小豆島に行きたい。しかしながら、宿泊が取れずに、他地域へ流れていくようなかたちで、その宿泊キャパは当然ながらホテルの閉鎖であるとか、さまざまな問題があるんですけれども、今、既存のホテルの中で、その予約が思うように取れない状況、これが人手不足が大きな一つの原因になっております。

今現在、稼働してるホテルにおきましても、7割、5割の稼働率っていうかたちで、それ以上予約が取れない。これはまだ、対応する人員不足というかたちで従業員不足というかたちで行われております。そういった中で、町長のほうもこの後、雇用対策というふうに触れられておりますけれども、この人材不足を補うために、観光界におきましては、いろいろ国内外の大学と連携しまして研修実習生であるとか、そういった人材確保を、即効性のある人材確保を進めております。

わが町におきましても、大学4校と包括的協定を結ばれておりますけれども、そういった中で、そちらのほうの大学とそういった研修実習であるとか、例えば、ダイレクトに卒業後の就職斡旋であるとか、そういった部分の今後の連携とか、依頼というかたちは、町長自身そういったお考えはお持ちかどうかお聞かせください。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

川本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど鈴木議員のご質問ありましたように、人手不足という部分はもう否めない状況ではございます。その中で、宿泊施設が人手不足のために宿泊数を減らしているっていう部分もお伺いしております。

川本議員おっしゃるとおり、わが町は4校の学校と域学連携を結んでおります。そのほかにですね、高松には観光に特化した専門性のある大学もございます。そのようなところと実習、また就職についてを協議しながら今後進めていき、また活用といたしまして、夢すび館等々も利用しながら、新しいとのたる館も利用しながら観光についての協議をする場を設けていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

人材確保につきましては、なかなか一朝一夕で解決する問題ではございませんし、全国的な問題でもございます。町長には、より一層頑張ってくださいと思います。それで、当然ながら島内での人材にて人材不足を補うということは、なかなか厳しい状況で、そういった中でやはり即効性のある移住者だよりっていうところが、大きな課題になってこようかと思うんですけども、後のページで触れられてます移住・定住の問題です。

この問題で1点お伺いしたいんですけども、何人かの移住者に相談を受けたことがあります。それは何かというと、わが町にも当然ながら、空き家バンクということで、そういったマッチングに関して町のほうが頑張っていたいただいところかと思うんですけども、そういった中で、なかなか移住者の意見なんですけれども、移住者に対して、いろいろな補助ですとか行われておりますけれども、移住者の意見としてかなり多く聞くのが、空き家バンクの登録数が非常に少ないと、選択肢が限られておるといようなかたちで、なかなか何ていうんですか、空き家の中でも、やはりその仏壇を置いてるとか、荷物置いてるとか、いろいろ登録できない理由というのはさまざまあるかと思うんですけども、今後、やはり移住者を増やしていくためにも、空き家バンクの登録数を伸ばすことが必須であろうかと思うんですけども、担当の職員さんも日夜頑張っていると思うんですけども、今後、そういった空き家バンクの登録数を増やすことに関して、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

川本議員のご質問にお答えさせていただきます。

本当に町といたしましても、今、空き家バンクの制度に登録していただく方を増やすために課のほうといたしましても努力しております。その中で、おっしゃられたとおり、倉庫代わりに使っている方、年に 1 回帰ってくるために使っている方、それともう一つはですね、相続の問題で空き家バンクとして登録できないという方も多くおられます。相続の制度もたしか去年の 3 月、今年の 3 月ですかね、変わることもございますので、そういうことも含めて、町として今から、これ以上何ができるかという部分を、もう一度、一応再検査をさせていただいて、空き家バンクの登録数を増やしていきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、令和 5 年度施政方針についての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩いたします。再開を 10 時 50 分といたします。

休 憩 午前 10 時 40 分

再 開 午前 10 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）
再開いたします。

提案理由に対する質疑（議案第 7 号～議案第 42 号）

○議長（高橋正博君）
日程第 9、議案第 7 号 令和 5 年度土庄町一般会計予算から、日程第 44、議案第 42 号 財産の処分についてまでの各議案について質疑を行います。
なお、各議案につきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、総括的な質疑をお願いいたします。
質疑のある方は、ご発言願います。
（発言者なし）

○議長（高橋正博君）
ないようでございますので、議案第 7 号から議案第 42 号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 7 号～議案第 42 号）

○議長（高橋正博君）
ただ今、議題となっております、議案第 7 号から議案第 42 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 7 号から議案第 42 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。
付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いします。

継続審査（福本耕太議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

日程第 45、継続審査 福本耕太議員に対する処分要求の件について議題いたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、福本耕太君の退席を求めます。

（福本耕太議員、退席）

懲罰委員会の審査の経過並びに結果報告

○議長（高橋正博君）

本件に関し、懲罰委員会の審査の経過ならびに結果について委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長 濱野良一君。

○懲罰特別委員長（濱野良一君）

おはようございます。

12 月定例会で当委員会に付託されました福本耕太議員に対する処分要求についての件について、閉会中の 1 月 19 日および 1 月 27 日に懲罰特別委員会を開催いたしました。その内容についてご報告いたします。

まず、1 月 19 日の委員会において、最初に、今後の審査の進め方についての協議を行い、次に、今回の処分要求の提出理由となった発言箇所について議事録をもとに、論点の整理を行いました。

委員全員が、三木議員が侮辱を受けたとされる発言部分、「三木議員、当時は税務課長をされてたと思います。当事者になると思うんですけども」という発言を含む部分が、論点の基本であるとの共通理解のもとに議論を行いました。その上で、提出理由について三木議員に説明を求めました。

説明内容、その後の審査に係る論点に絞って説明をいたしますと、福本耕太議員は、当時の議会でも問題となったとされる欠損処理の説明をする中で、「三木議員、当時は税務課長をされていたと思います。当事者になると思うんですけども」と、発言をしております。この、2 つの「当時」は、同じ時期と解釈するのが一般的であり、私は当時とされた時点では、中央病院事務長に配属されています。議員の発言は自由であります、それと同時に発言する責任もあることは、議員必携にも掲載されています。とくに、個人名を出したり、過去の事例を持ち出す場合には、事実に基づき誤解を招かない発言をするのが議員としての基本原則ではないか。その発言が、個人の名誉を侵害し、侮辱する発言かどうかは、受けた議員の判断に委ねられ客観性は必要なしとされています。その責任を明確にし、今後、このような発言のない土庄町議会にするために、地方議会に付与された自律権の中で、議会で起きたことは議会で解決していく基本原則にのっ

とり、処分要求を提出したものであるとの説明がありました。

次に、福本耕太議員から一身上の弁明を聞きました。

福本議員から、欠損処理問題について時系列の説明を受けた後、平成23年に、税務課長をしておられるから、私たちの知らないことを知っているでしょう。その話をすれば、新しいことがどんどん出てくるんじゃないですか。議会としても、議員としても責任果たせるんじゃないですか。ぜひ、委員会に入ってお話をくださいという趣旨の答弁をしました。どうやって議会が議員の責任を果たすのか、新しいことはどうやって出てくるか、と言われたので、そういうふうに、あなたが話をすれば出てきますよ、というふうに答えました。以上のような弁明でありました。

委員からの質疑で、具体的に欠損処理をしてもらった問題のところは、何年度のことを言っているのかとの質問に、「24年度である」との回答があり、三木議員は、当時税務課長をされてたと思いますとなっているが、これはいつのときのことかとの質問に、「平成23年度である」との回答があり、年度がずれているのでは、との質問に、「三木議員が課長してたときと、欠損処理の問題が起こった時期は違う。私が言いたかったのは、欠損処理の発覚された内容が平成16年から24年の間の固定資産税、このとき発覚された内容のときに課長だったという前提で話をしている」との回答に、知らない私たちからしたら、文脈だけで判断するから、温度差が出ると思うとの発言がありました。そういうふうに誤解があるなら、そこは、今きちんと訂正して丁寧に言います。勘違いではなく、言いたかったことが、言葉足らずだったということだとの発言に、今おっしゃったように、ここの勘違いだという機会があれば、というふうな発言に、三木議員が、ここの部分のことをおっしゃってるんだったら、私が、違いますと、そういう意味じゃありませんと、そう誤解されるんだったら訂正しますと言います。ただ、問題となっているのは、三木議員が私に対して懲罰委員会にかけている理由としては、欠損処理の問題をほう助したかの印象を与えるような言い方をしたとおっしゃったんで、私はそんなことを言ってませんということですから、この部分じゃないと思いますとの返答がありました。

当日は、このような質疑、答弁がありました。

両者の説明、弁明を聞いた上で、一度整理する時間が必要と考え、次回を27日開催とし、それまでに事務局から委員会の仮の会議録を作成し、タブレットに掲載してもらった上で、委員に審査内容を確認してもらい、委員には次の委員会までに、意見と処分内容について考えていただくことを提案し、委員の了承を得て閉会といたしました。

1月27日の委員会では、前回の委員会の会議録をもとに、委員全員に意見を求めました。

委員の意見としては、実際に発言した部分について、どう判断するかが基本、これを中心に判断するべきだと思う。

当事者になると思うというのが、間違い発言だと思う。

言葉足らずだったかもとの発言もあり、予測の発言ではなかったのか。

議員が議員を処罰するというのは慎重であってほしい。誰にも関わってくるかもしれない。

話言葉で混同することはありうる。話言葉でそこまで厳密に糾弾するのはいかなものか。懲罰に当たるかどうかというのは、相当疑問で反対である。

福本耕太議員の当時とか、当事者などの言葉遣いで、三木議員や受け取り手の多くに誤解を与える発言であった。

決して、福本耕太議員への言いがかりでないことを理解して対応してもらいたい。

言葉とか言い回しの部分で、この部分だけを見たら、当事者にとられると思う。

町民に伝えること、町民が理解するような発言が大切、後でこういう意図だったとかは話したその場では、なかなか分からないので、私もだが、正確に適正な時系列で発言することが重要だと思った。

懲罰委員会に至るまでに、2人で話し合いなり調整がつかなかったのか。人間なので、感情的にもエスカレートすることもあるかと思う。個人の意見として、当事者2人の発言の問題で、執行部も議員も時間や労力がかかっていることをちょっと考えていただきたい、などの意見が出され、議論を行いました。

その後、意見も出尽くしたので、福本耕太議員に対する懲罰を科すべきかどうかの議論を行いました。

福本耕太議員から取り消しの発言がなかったので、懲罰に値すると判断する。

2人の問題で、懲罰委員会では取り上げて懲罰を科するというのは反対。

言われた側がどう思うか考えないといけないと思う。

その意図がなかったとしても、そうとられたなら一言謝れば、こんなことにならなかった。

自分がその立場になったら、ムッとくるのが当たり前だと思う。

懲罰の軽い重たいは別問題にして、懲罰委員会を開いた以上、懲罰に値する案件だと思う。

議員が議員を処罰するのは、汚点を残すのであり得ない。どっちと言われれば反対などの議論がありました。

採決の結果、賛成多数で懲罰を科すべきとの結論になりました。

続いて、懲罰の種類について意見を求めました。

意見として、個人的に発言取り消しだけで十分かと思うが、懲罰を科すのであれば、戒告で十分かと思う。それと同時に、私の意見として、決して懲罰委員会

が通常ではないということを、声を大にして言いたい。時代とはいえ、これはまれな事例であって、これが普通だと思ってほしくないという意見、科すのに反対という意見もありましたが、ほかに意見はなく、採決の結果、賛成多数で戒告に決定いたしました。

続いて、正副委員長で戒告文案を作成し、各委員に確認していただいた上で、採決の結果、賛成多数で可決いたしました。

戒告文については、次のとおりであります。

「令和 4 年 12 月 15 日の本会議において、福本耕太議員が発議第 1 号の中で、三木議員の 3 回目の質問に対して行った答弁は、三木議員が問題となった欠損処理に関与した当事者と誤解される発言と認められ、三木議員の名誉を傷つけるものである。そのような意図はなかったとの弁明であるが、一連の発言からその意図を汲み取ることは難しいと判断される。

議会での発言については、ルールに沿った節度ある発言が要求されていることを鑑み、地方自治法第 132 条に規定する言論の品位および土庄町議会会議規則第 101 条に規定する品位の尊重に反するものである。

よって、地方自治法第 135 条第 1 項 第 1 号の規定により戒告する。」であります。

以上のとおり、本件に関する懲罰委員会の採決は決定いたしました。

最後に、委員会の中での意見等をまとめますと、議会という公の場での発言は、大変重みがあり、言葉を慎重に選んで発言しなければなりません。

二度とこのようなことが起こらないよう議員一人一人が今回のことをわが身のこととして自覚し、いま一度、襟を正し議会の秩序を乱したり、品位を落としたりすることのないよう、ルールに従った節度ある発言、行動することを議員各位に切にお願い申し上げて、当委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、懲罰特別委員長の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、懲罰特別委員長より報告のありました件を議題といたします。

懲罰特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、懲罰特別委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

一身上の弁明（福本耕太議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

福本耕太議員から、本件について一身上の弁明をいたしたいという旨の申出があります。

お諮りいたします。

これを許すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、福本耕太君の一身上の弁明を許すことに決定しました。

福本耕太君の入場を許します。

（福本耕太議員、入場）

○議長（高橋正博君）

福本耕太君に一身上の弁明を許します。

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

このたびの私に対する懲罰動議について、まず、三木俊明町議が主張する福本耕太町議から、議会中に誹謗中傷を受けたという点について、客観的事実である議事録を見れば一目瞭然であります。議事録を議会全員で確認しましたが、議事録には、私が三木町議を誹謗中傷したような発言はありませんでした。それにもかかわらず、発言はなくても、そういう印象を受けるという主観的な理由で、議会の多数で懲罰委員会を立ち上げ、さらに、議長権限という理由で、証拠の議事録から私の発言を削除した上で、懲罰委員会が開かれ審議が進められました。

この一連の流れを見るに、懲罰委員会の目的は真実を明らかにすることではなく、私に懲罰を科すこと自体が目的であることは明瞭であります。客観的事実ではなく、主観が採用され、議員が一方的に懲罰にかけられるような議会ならば、議会はすでに議会の体をなしていません。議会が自ら議会の品位をおとしめることにもなります。そうなれば、いずれ町民の暮らしにも大きな影響を及ぼすことになる、私は危惧しています。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君の退席を求めます。

(福本耕太議員、退席)

討論、採決（福本耕太議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

先ほど福本議員もおっしゃってましたが、議会の議事録を当該部分が削除されていることもあり、悪意で発した言論でもなく、懲罰に該当するのは疑問でしかありません。懲罰委員会が、土庄町議会始まって以来ということで、土庄町議会として良識と品位において、あしき前例となることを危惧します。よって、反対します。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

5 番 福本達雄君。

○5 番（福本達雄君）

委員会において審査を行い、委員長報告のとおりでありますので、賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

委員会では、さまざまな意見が出ました。ベテランの議員さんから、過去にはもっとひどい発言もあったけれども、調整ができたということもございました。個人的には、別の気持ちもございしますが、議員としては、やはり議員が議員を処罰することは、相当慎重にやらなければならないと思いますので、私の意見は、こう申し述べておきます。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(発言なし)

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより、福本耕太議員に対する処分要求の件について採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、福本耕太議員に戒告の懲罰を科すこととあります。

本件を委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、福本耕太議員に戒告の処罰を科すことは可決されました。

○議長（高橋正博君）

福本耕太議員の入場を求めます。

(福本耕太議員、入場)

戒告文の朗読

○議長（高橋正博君）

ただ今の議決により、福本耕太議員に戒告の懲罰を科します。

これより戒告文を朗読します。

福本耕太議員の起立を求めます。

(福本耕太議員、起立)

○議長（高橋正博君）

戒告文。

令和4年12月15日の本会議において、福本耕太議員が発議第1号の中で、三木議員の3回目の質問に対して行った答弁は、三木議員が問題となった欠損処理に関与した当事者と誤認される発言と認められ、三木議員の名誉を傷つけるものである。そのような意図はなかったとの弁明であるが、一連の発言からその意図を汲み取ることは難しいと判断される。

議会での発言については、ルールに沿った節度ある発言が要求されていることを鑑み、地方自治法第132条に規定する言論の品位および土庄町議会会議規則第101条に規定する品位の尊重に反するものである。

よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和5年2月28日 土庄町議会。

○議長（高橋正博君）

福本議員、着席ください。

（福本耕太議員、着席）

継続審査（三木俊明議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

日程第 46、継続審査 三木俊明議員に対する処分要求の件について議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、三木俊明君の退席を求めます。

（三木俊明議員、退席）

懲罰委員会の審査の経過並びに結果報告

○議長（高橋正博君）

本件に関し、懲罰委員会の審査の経過ならびに結果について委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長 濱野良一君。

○懲罰特別委員長（濱野良一君）

おはようございます。

12 月定例会で当委員会に付託されました、三木俊明議員に対する処分要求についての件について、閉会中の 1 月 19 日および 1 月 27 日に懲罰特別委員会を開催いたしました。その内容について、ご報告いたします。

まず、1 月 19 日の委員会において、福本耕太議員に提出理由の説明を求めました。三木議員が懲罰動議を上げた理由が、言っていないことを言っているということで、言いがかりで懲罰にかけようとしていることに対して、名誉毀損だということです。三木議員がそう受け取ったかもしれないが、この話は、受け取り方の問題である。三木議員は、私が固定資産税の欠損処理のほう助を行ったような印象を与えるようなことを言ったと言われているが、私は言っておりません。そういう印象を与えるようなところはありませんし、思ってもいません。それをつこく言われるんだったら、議会の品位をおとしめるものになりますので、懲罰をかけていただかないと思います。という説明でありました。

次に、三木議員に弁明を求めました。

三木議員は、議会としてどうするかは、この委員会にお任せしているとのことでありました。

両者の説明、弁明を聞いた上で、一度整理する時間が必要と考え、次回を 27 日開催とし、それまでに、事務局から委員会の仮の会議録を作成し、タブレットに掲載してもらった上で、委員に審査内容を確認してもらう。委員には、次の委員会までに、意見と処分内容について考えておいていただくということを提案し、委員の了承を得て閉会といたしました。

1 月 27 日の委員会では、三木俊明議員に対する処分要求の件について審査を行い、委員に意見を求めました。

意見として、福本耕太議員への言いがかりではないので、処分の対象にならない。

発言の取り消しだけで、処分要求しなくてもよかったのではと思うが、処分には該当しない。

一貫して、議員が議員を処罰することはやめてもらいたいので、処分は必要ない。

懲罰委員会に立ち上がる案件か疑問なので必要はないなどの意見がありました。

処分は必要なしとの意見のみであり、採決の結果、委員全員、懲罰の必要なしとの決定をいたしました。

以上のとおり、本件に対する懲罰委員会の採決は決定いたしました。

最後に、重ねての報告になりますが、委員会の中での意見等をまとめますと、議会という公の場での発言は、大変重みがあり、言葉を慎重に選んで発言しなければなりません。

二度とこのようなことが起こらないよう、議員一人一人が今回のことをわが身のこととして自覚し、いま一度襟を正し、議会の秩序を乱したり、品位を落としたりすることのないよう、ルールに従った節度ある発言、行動することを議員各位に切にお願い申し上げまして、当委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、懲罰特別委員長の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、懲罰特別委員長より報告のありました件を議題といたします。

懲罰特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、懲罰特別委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（三木俊明議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

確認ですけれども、否決に対する反対、どういうこと、懲罰をかけることに対して反対ですか。それとも懲罰を、

○議長（高橋正博君）

委員長報告に対する反対討論。

○8 番（福本耕太君）

委員長報告に対する、そんなんあります、大丈夫、

○議長（高橋正博君）

ちょっとお待ちください。

○議長（高橋正博君）

委員会で決したことに対する反対討論をお願いします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

反対討論いたします。

そもそも、議事録見てもらったら分かるんですけども、私が三木さんに対して言ったのは、三木さんが関わったかどうかとかいう話じゃなくて、平成 25 年に告発された三枝町長の欠損処理問題っていうのは、私たちが提案している三枝町長の調査委員会作ろうという中の、たくさんある項目の中の 1 つなんですよ。それをきちんと、たくさん三枝町長いろんなことやってますけども、不正、違法、その中の 1 つをきちんと明らかにするために平成 25 年、告発された欠損処理問題についてということを最初に頭に述べたわけです。「たくさんある中か

ら、1つこの話をしますよ」ということで述べたんですよ。その上で、この問題については、平成16年から24年ですかね、欠損処理されてた期間がありますから、その平成23年の課長をされた三木さんは、平成21年、平成22年の分の引き継ぎされてるわけですから知ってるんですよ、自分が欠損処理したかどうかってことは別にしても。知ってるんだから、委員会に反対せずに、賛成して出てきて、きちんとお話してもらったら、新しいことを、三木さんの言われる新しいこと出てくるんじゃないですか、ということを私述べただけでありまして、私が言ってることに何も筋が通ってない話なんかないと思うんですよ。で、議長が議事録削除されたんですよ。そうすると、なおさらね、本当の話の中身が分からなくなる。その上で、懲罰委員会が行われて、私に、意味の分からない懲罰がかけられたというのが現実ですし、言葉を選べとかいうんじゃなくて、言葉きちんと言うてますよ。議事録残ってますよ。言葉を削除したのは議長ですよ。私に懲罰をかけた多くの議員さんですよ。委員会の議論そのものが、ねじ曲がってる。真実を曲げてるということをお伝えして反対討論にしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

5番 福本達雄君。

○5番（福本達雄君）

これも、委員会において審査を行い、委員長報告のとおりでありますので、賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより、三木俊明議員に対する処分要求の件について採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、三木俊明議員に懲罰を科すべきでないであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、三木俊明議員に懲罰を科すべきでないと可決されました。

○議長（高橋正博君）

三木俊明議員の入場を許します。

（三木俊明議員、入場）

散会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 午前 11 時 24 分